

平成31年度いの町結婚新生活応援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域における少子化対策の強化に資することを目的として、新規に婚姻した世帯に対し、住居費及び引越費用の一部を補助するものとし、その補助について、いの町補助金交付規則（平成16年いの町規則第45号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 平成31年4月1日から平成32年2月29日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 住居費 結婚を機に新たに物件を購入し、又は賃借する際に要した費用で、物件の購入費、賃料、敷金、礼金（保証金などこれに類する費用を含む。）、共益費、仲介手数料を対象とする。ただし、勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当分については補助対象外とする。
- (3) 引越費用 引越業者等（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）又は貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）に基づき許可等を受けた引越業者及び運送業者をいう。）に支払った費用を対象とする。ただし、不用品の処分費用を除く。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 夫婦共に婚姻日における年齢が34歳以下であり、かつ、下記により算出した世帯の所得が340万円未満であるもの。

(世帯の所得の算出方法)

申請した日時点で最新の所得証明書をもとに、夫婦の所得を合算した金額とする。ただし、次の（ア）及び（イ）の場合にあっては、それぞれに記載する計算方法により算出した額とする。

(ア) 婚姻を機に夫婦の双方又は一方が離職し、申請時において無職の場合

離職した者については、所得なしとして、夫婦の所得を算出する。

(イ) 貸与型奨学金（公的団体又は民間団体により、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合、所得証明書をもとに計算した世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額

(2) 入居対象となる住居がいの町内にあり、申請時に夫婦の一方又は両方の住所が当該住居となっており、かつ、5年以上継続して居住する意思があること。

(3) 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。

(4) 過去にこの制度に基づく補助を受けたことがないこと。

(5) 県税、町税及び町税外収入金の滞納がないこと。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

（補助金の額等）

第4条 補助金の額は、住居費と引越費用を合わせた額を対象とし、1世帯当たり30万円を上限とし、予算の範囲内で交付する。

2 前項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。

3 引越費用の補助に当たっては、平成31年4月1日から平成32年2月29日までの間に行われた引越しを対象とする。

4 住居費及び引越費用の補助の対象となる費用は、平成31年4月1日から平成32年2月29日までの間に支払が完了したものとする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、いの町結婚新生活応援事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

(1) 婚姻を証明する書類（婚姻届受理証明書又は戸籍全部事項証明書）

- (2) 住民票の写し
- (3) 所得証明書
- (4) 町税納税証明書 ※ただし、同意書（様式第4号）提出した場合省略可
- (5) 県税納税証明書
- (6) 貸与型奨学金の返還額がわかる書類（当該奨学金の貸与を受けている場合）
- (7) 入居対象となる住居の売買契約書の写し及び領収書の写し（住居を購入した場合）
- (8) 入居対象となる住居の請負契約書及び領収書の写し（住居を新築した場合）
- (9) 入居対象となる住居の賃貸借契約書及び領収書の写し（住居を賃貸している場合）
- (10) 住宅手当支給証明書（様式第2号）
- (11) 住居の取得費、賃料、敷金、礼金（保証金などこれに類する費用を含む。）、共益費、仲介手数料を支払ったことがわかる書類
- (12) 引越しに係る領収書の写し（引越費用等）
- (13) 誓約書（様式第3号）
- (14) 同意書（様式第4号）
- (15) 離職証明書又は離職したことがわかる書類（申請者の双方又は一方が離職している場合）
- (16) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、いの町結婚新生活応援事業補助金決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（申請事項の変更及び承認）

第6条 前条第2項の規定により補助の決定の通知を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、その申請事項について変更が生じた場合は、速やかにいの町結婚新生活応援事業補助金変更交付申請書（様式第6号）に、同条第

1 項各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて、町長に申請し、承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、いの町結婚新生活応援事業補助金変更交付決定通知書（様式第7号）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第7条 補助対象者は、第5条第2項又は前条第2項の通知を受けた場合は、速やかにいの町結婚新生活応援事業補助金交付請求書（様式第8号）により町長に請求しなければならない。

2 町長は、補助対象者から前項の請求書の提出があったときは、確定払いにより補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第8条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

（2） 補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。

（3） この要綱に違反する行為があったとき。

（補助金の返還）

第9条 補助対象者は、町長が補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、速やかに当該補助金を返還しなければならない。

（報告等）

第10条 町長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めたときは、補助対象者に対して、報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。

2 補助対象者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。